

鎌倉市立大船中学校

防災マニュアル

平成27年4月1日
鎌倉市立大船中学校

目 次

- 1 学校の防災活動
- 2 災害発生時における基本的対応
- 3 学校災害対策本部の設置
- 4 災害時職員対応マニュアル
- 5 参考資料学校における地震防災活動
マニュアルの作成指針（抜粋）
神奈川県教育委員会
（平成18年1月作成）

I 学校の防災活動

日頃の安全教育や安全管理を推進し、また災害が発生した場合において、速やかに生徒の安全確保を図るため、学校防災委員会を設置する。

1 学校防災委員会

(1) 組織図

委員長	校長
副委員長	教頭

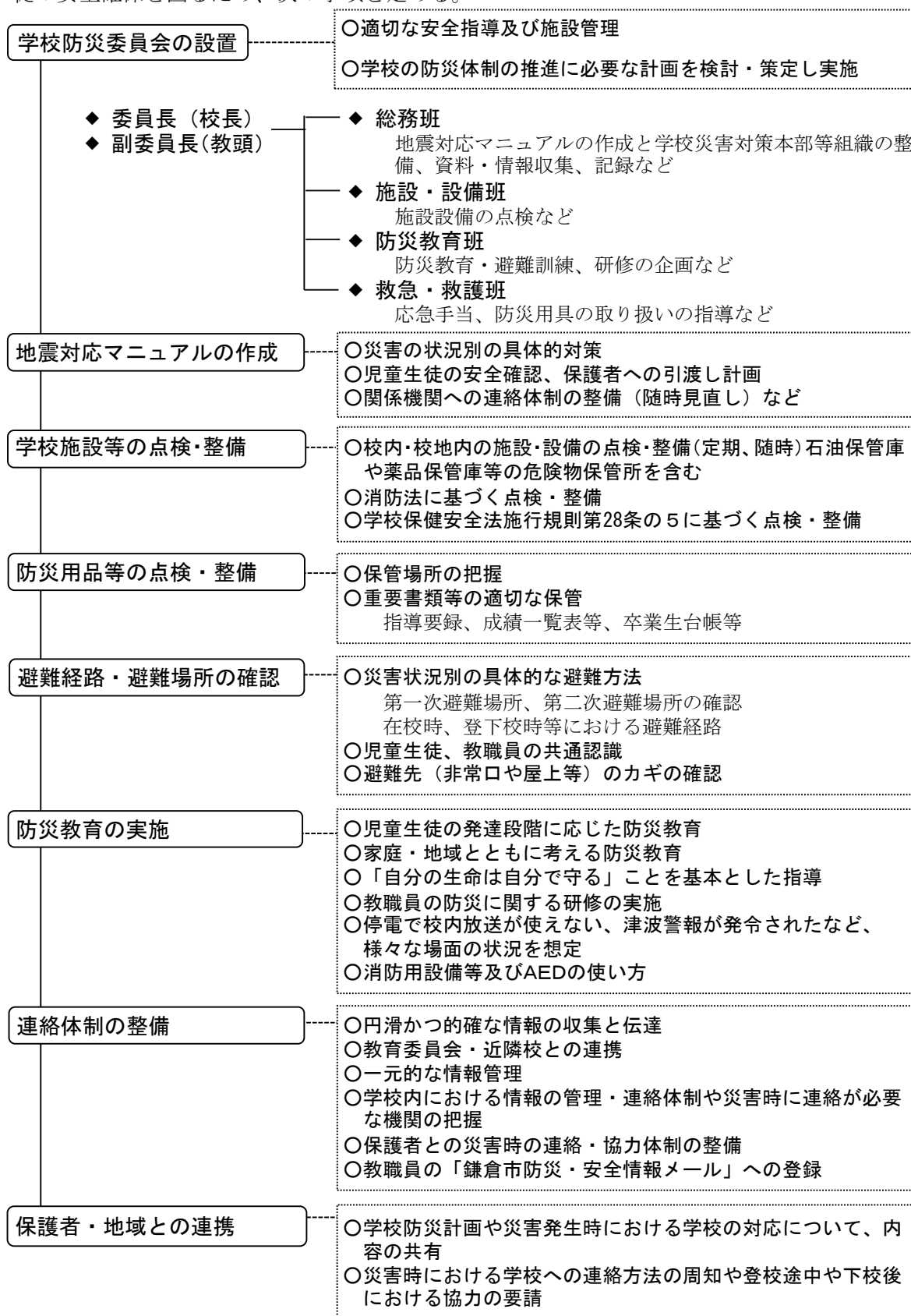
班の名称	担当分掌等		役割
総務班	施設安全	学年代表	地震対応マニュアルの作成と学校災害対策本部等組織の整備、資料・情報収集、記録
施設・設備班	施設安全	事務・学校技能吏員	学校施設設備の点検など
防災教育班	施設安全	研修	防災教育・避難訓練、研修の企画など
救急・救護班	保健指導	養護教諭	応急手当、防災用具の取り扱いの指導など

(2) 仕事内容

総務班	地震対応 マニュアルの作成 連絡体制の整備 保護者・地域との 連携	<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況別の具体的対策 ○生徒の安全確認と保護者への引き渡し計画 ○円滑かつ的確な情報の収集と伝達 ○教育委員会・近隣校との連携 ○一元的な情報管理 ○学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡が必要な機関の把握 ○保護者との災害時の連絡・協力体制の整備 ○教職員の「鎌倉市防災・安全情報メール」の登録 ○学校防災計画や災害発生時における学校の対応について、内容の共有 ○災害時における学校への連絡方法の周知や登校途中や下校後における協力の要請
施設・設備班	学校施設設備の 点検など 防災用品等の点 検・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○校内・校地内の施設・設備の点検・整備(定期) ○石油保管庫や薬品 保管庫等の危険物保管所含む ○消防法に基づく点検・整備 ○学校保健安全法施行規則第28条の5に基づく点検・整備 ○保管場所の把握 ○重要書類等の適切な保管 指導要録、成績一覧表等、卒業生台帳等
防災教育班	避難経路・避難場 所の確認 防災教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況別の具体的な避難方法 第一次避難場所、第二次避難場所の確認 在校時、登下校時等における避難経路 ○生徒、教職員の共通認識 ○避難先(非常口や屋上等)のカギの確認 ○家庭・地域とともに考える防災教育 ○「自分の生命は自分で守る」を基本とした指導 ○教職員の防災に関する研修の実施 ○停電で校内放送が使えない、津波警報が発令されたなど、様々な場面の状況を想定 ○消防用設備等及びAEDの使い方
救急・救護班	応急手当、防災用 具の取り扱いの 指導など	

I 学校の防災活動

日頃の安全教育や安全管理を推進し、また災害が発生した場合において、速やかに児童生徒の安全確保を図るため、次の事項を定める。



IV 災害時職員対応マニュアル

(突然、大規模な地震が発生した場合の行動例)

(1) 在校時における基本的対応

地震発生

生徒の安全確保

- 落下物・転倒物、ガラスの飛散などから身を守るよう指示する。
 - ◆「頭部の保護」
 - ◆「机の下にもぐる」
 - ◆「机の脚を持つ」など
- 火気を使用中のときはあわてずに消火する。
- 生徒の負傷者の確認、周囲の安全状況を確認し、余震や二次災害に備え落ち着かせる。

学校災害対策本部の設置

- ラジオ等で地震の状況を把握
MCA無線による鎌倉市からの情報提供
- 教職員各自の役割確認と校長の指示
- 校舎・体育館等施設の被害状況、ライフラインの被害状況の確認
- 施設の使用の可否の判断及び危険箇所への立入禁止の表示

校庭避難及び情報収集

- 地震による校舎等施設の状況を把握、避難経路の安全確認
- 全生徒・職員への避難指示
支援が必要な生徒の保護
- 校庭に避難（頭部の保護、慌てない、押さない、しゃべらないなどの指示）
- 教職員の連携（避難場所への誘導、負傷者の搬送など）
- ☆持ち出し品
出席簿、生徒名簿、救急医薬品、筆記用具、学校携帯電話、

避難後の安全確保

- 人数の確認及び生徒の安全確保
集団は少人数の教職員で生徒全体が見渡せるよう配慮する。
- 負傷者の確認と応急処置
関係機関への連絡（消防署関係は119番、教育委員会、学校医等）
- 生徒の不安への対処
教職員は生徒のそばにいて、安全な行動をとるよう声をかける。

避難後の対応

- ①避難継続の判断
- ②休校等の決定
- ③生徒の帰宅の決定
- ④保護者への連絡

保護者への引き渡し・集団下校

引き渡し下校の方法、保護者への連絡方法、連絡が取れなかった場合の対応など、避難を継続する場合の引き渡し方法等について、保護者との共通理解を図っておく。

教育委員会への報告と今後の対応について

避難所開設支援

- 避難所の開設準備、避難者の誘導

在校時における活動状況別対応例

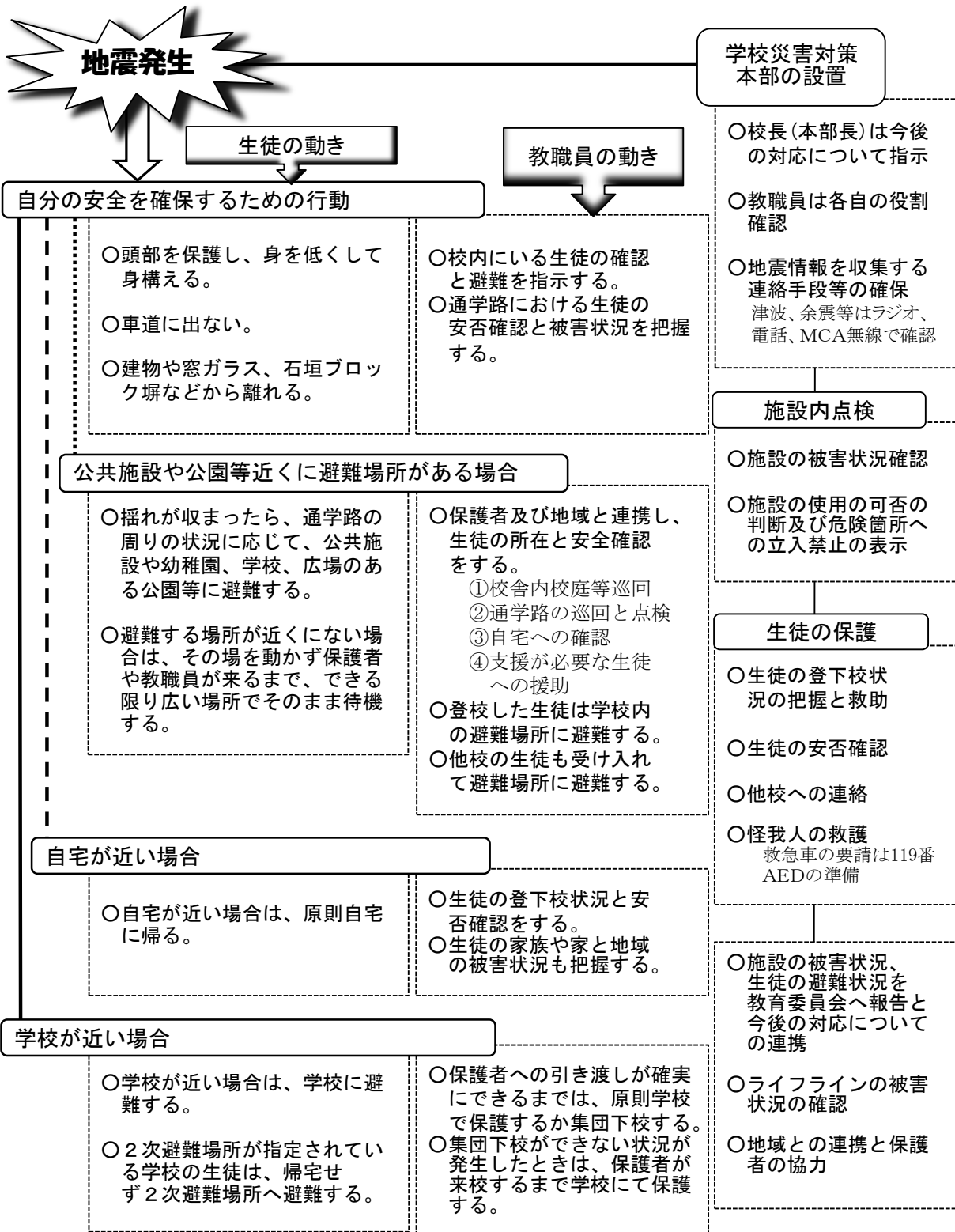
① 授業中

場所	個別事例	共通事項
普通教室	○ 机の下に隠れ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する。	◆ 教師による安全確保の的確な指示
特別教室	○ 実験中であれば危険回避のための指示をする。(ガス、薬品等)	
体育館	○ ガラス等落下物や倒壊物に気を付け、建物中央に避難するよう指示する。(建物の構造や体育用具の位置によっては柱や壁に寄り添う)	◆ 頭部を保護し、窓や壁際から離れるよう指示
校庭	○ 校舎等建物・遊具類から離れ、校庭中央に避難するよう指示する。	◆ 火気使用中であれば教職員が消火
プール	○ 速やかにプールの縁に移動し、縁をつかむよう指示する。 ○ 揺れが収まれば素早くプールから出るよう指示する。 ○ 避難準備を指示する。(履物を履き、衣服やバスタオルで身体を保護するよう指示)	◆ 生徒の人員等状況確認、周囲の安全確認

② 始業前、休み時間、放課後等

場所	個別事例	共通事項
階段 廊下 トイレ等	○ 上着やカバン等で頭部を保護し、待機するよう指示する。 ○ ガラス等落下物や倒壊物に気を付け、廊下等の中央で身体を低くする。または、近くの教室の机下等に避難する。 ○ 揺れが収まったら、教師の指示に従い、校庭に避難する。 ○ 周囲の安全と危険箇所がないか確かめる。	◆ 揺れが収まるまで頭部を保護し、教職員が到着するまで待機するよう全校に指示 ◆ 教職員は分散して生徒の安全確保、指示誘導
校庭 プール 等	○ 建物やガラス窓、遊具類、石垣や塀の近くから離れる。 ○ 揺れが収まるまで頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。 ○ プールサイドで避難準備をする。(履物を履き、衣服やバスタオルで身体を保護する。)	◆ 校舎外にいる生徒の安全確保、負傷者の応急手当

(2) 登下校時における基本的対応



(3) 校外活動中における基本的対応

地震発生

生徒の安全確保

- 正確な状況把握と的確な避難指示をする。
下見時に施設管理者等との打合せを十分行い、見学施設の避難経路、避難場所を確認するとともに施設全体を把握しておく。
引率の教職員が対応できるよう資料等の提示に工夫する。
- 電車、バス等に乗車中は係員の指示に従う。
電車等から降りて徒歩で移動する際は、安全に移動できるよう乗務員・係員等の協力を得る。
交通手段が使えない場合を想定して、事前に学校まで戻る他のルートを確認しておく。
- グループ行動時における集合場所等の確認と連絡方法を徹底する。
- がけ崩れや落石等にも注意し避難する。

近くの避難所への避難

- 施設内では施設管理者の指示に従い、まとまって行動する。
- 大きな揺れが収まったら、余震や津波等の情報を収集し、避難場所・救護施設等へ避難する。
- 近くに避難場所・救護施設がない場合、公的機関や地元の人等から情報を収集し、的確な対応を行う。

避難後の安全確保

- 生徒の安全確認と人数把握、負傷者の応急手当を行う。
怪我の状態によっては、救急車（119番）を要請する。
- 不安になっている生徒に対して、安心できるよう対応する。
- 避難施設等の協力を得て、地元公的機関に救護を要請する。
- 避難してからも情報を収集し、がけ崩や落石など危険がないか等避難場所の安全確保に留意する。

学校への連絡、避難後の対応

- 学校へ連絡し、状況報告を行うとともに対応を協議する。
学校と連絡が取れない場合は鎌倉市教育委員会・地元の公的機関に連絡する。
災害時の連絡手段としては、学校の非常用電話や公衆電話の利用も考慮する。
- 学校から教育委員会へ連絡する。
- 学校から保護者へ連絡する。（連絡メールや災害伝言ダイヤル等）
- 教育委員会から地元公的機関への救護要請をする。

修学旅行や遠足等で鎌倉市以外で学習しているときに、鎌倉市内で地震があった場合

- 学校は引率教員に鎌倉市の状況を連絡し、今後の対応を指示する。
- 鎌倉には帰らず、現地にて待機することも想定し、学校と現状の確認をする。
- 地元公的機関や関係者（旅行業者等）と連携し、帰途の方法等を確認する。
- 生徒の不安を少なくできるよう対処する。
（状況の説明、今後の予定等）

(4) 学校における対応と教育委員会への報告及び連携

学校災害対策本部

ア 生徒等の安否確認

- 保護者との連絡方法については、複数の連絡方法も検討する。
(連絡メールや災害伝言ダイヤル等)
- 災害の状況により連絡がない場合は、学校で保護していることを事前に周知

イ 学校及び学区内の被害状況の把握

- 校舎、体育館、校庭等における施設の被害状況、学区内のライフライン及び生徒の家屋等の被害状況を把握する。
- 施設の使用についての可否の判断及び危険箇所への立入禁止の表示をする。

ウ 教育委員会への地震被害に関する報告と今後の対応

- 生徒の安否や怪我の状況、心身面についての報告と対応
- 施設・設備面に関する破損箇所、立ち入り禁止等の安全面の報告と対応
- ライフラインに関する状況と学校への支援要請に関する報告と対応
- 余震や津波等に関する最新の情報について確認
- 電話・FAXが使えないときの、MCA無線による情報の確認と対応

エ 外部との対応

- 保護者からの問い合わせに対応できるよう外部説明者を決め、情報の正確性を保つ。
- 地域に対して災害の状況提供を行う場合は、学校災害対策本部として行う。

オ 避難所の開設運営の補助

(ミニ防災拠点からは、はずれる予定)

- 避難所の開設準備、避難者の誘導、自主防災組織との連携

(5) その他

週休日・休日または夜間の場合

- 学校と保護者は生徒の安否や所在の確認の方法について、連絡が取れる体制を整えておく。(連絡メールや災害伝言ダイヤル等)
- 校長・教頭は今後の措置について検討しておく。
- 教職員の所在が確認できるよう複数の連絡体制を整えておく。(連絡メール等)
- 教職員の家・家族等の状況把握等も含め安否確認を行う。
- 避難所開設に向けての支援を行う。(仮設校舎では、ミニ防災拠点からはずれる)
- 市職員は鎌倉市職員の非常配備要綱に基づき、あらかじめ指定された場所へ参集する。

V 参考資料

〔 学校における地震防災活動マニュアルの作成指針（抜粋）
神奈川県教育委員会（平成18年1月 作成） 〕

(1) 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応

平成16年1月から、「東海地震に関連する情報」（平成23年3月24日一部改正）として、東海地震に関連する調査情報（臨時・定例）、東海地震注意情報、東海地震予知情報が、気象庁から発表されることとなりました。

これまでは、内閣総理大臣からの警戒宣言の発令を受けて、県、市町村及び防災関係機関等が一斉に事前の準備行動を行うこととされていましたが、この改正により、「東海地震注意情報」が発表された段階から、“地震に備えた必要な準備行動”を開始することとなります。

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表や、警戒宣言の発表により、県内においては住民の帰宅などの対応行動が強化地域の内外を問わず広く行われると考えられることから、強化地域内の学校はもとより、強化地域外の学校においても対策が必要です。

その際、電話等が非常に利用しにくくなることが想定されるので、あらかじめ複数の通信手段（電子メール、携帯電話メール、災害時優先電話等）の使用について、情報を収集し、教職員に周知する必要があります。

① 教職員の直接管理下（授業、給食指導等）で「東海地震に関連する調査情報（臨時）」や「警戒宣言」が発表された場合

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

- ◆ 平常授業を続けますが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について放送を用いたり、担任または授業担当者が詳しく説明するなどします。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

- ◆ 学校は「休校」となります。
- ◆ 児童生徒は原則として保護者へ引き渡し帰宅させます。
- ◆ 交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

「東海地震に関連する情報」や警戒宣言発表時の、交通機関の対応については公表されているので、帰宅の計画をあらかじめ具体的に作成しておきます。

② 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後）で「東海地震に関連する調査情報（臨時）」や警戒宣言が発表された場合

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

- ◆ 特別な対応はありません。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

- ◆ 児童生徒を安全な場所に集め、保護者へ引き渡し帰宅させます。
- ◆ 交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

「東海地震に関連する調査情報」については、情報のレベルによる交通機関の対応が予想できるので、帰宅の計画をあらかじめ具体的に作成しておきます。

学校にいない児童生徒に対して、東海地震に関連する調査情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除されない間は休校であることを伝えます。当日の連絡はできないことが予想されるので対応について日ごろから周知しておきます。

- ③ 社会見学、遠足等で「東海地震に関連する調査情報」や警戒宣言が発表された場合
集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災強化地域内か外かの別、交通機関の運行状況等を事前に確認し、どの場所で発表されるとどのような状況となるかを想定しておきます。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

- ◆ 特別な対応はありません。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

- ◆ 学校と必要な情報について連絡を取り、状況により教職員の応援を依頼します。
- ◆ 強化地域外の場合は、原則として教員が児童生徒自宅の最寄り駅まで引率します。
- ◆ 強化地域内の場合は原則として教員が児童生徒を徒歩で自宅近くの安全な場所（避難場所等）まで引率します。状況により学校まで児童生徒を引率して戻ることも考えられます。
- ※ 強化地域は(p16) VIその他(3) 神奈川県地震防災対策強化地域を参照
(神奈川県では茅ヶ崎市、寒川町、海老名市、厚木市より西側の市町)

- ④ 登校、下校時に「東海地震に関連する調査情報」や警戒宣言が発表された場合

a) 児童生徒の行動

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

- ◆ 特別な対応はありません。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

- ◆ 学校の実状に応じた対応を基本とするが、登校中の場合は可能ならばそのまま通学路を登校します、下校中の場合は通学路をそのまま安全に注意しながら下校することを原則とします。
- ◆ 交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないようにします。途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うようにします。

b) 出勤途中の教職員の行動

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

- ◆ 特別な対応はありません。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

- ◆ 教職員は無理のない範囲で出勤します。正確な情報の把握を行い、児童生徒と保護者に休校の連絡をします。登校してきた児童生徒については一時保護し、順次保護者への引き渡しを行います。帰宅が難しい児童生徒については引き続き保護をします。

- ⑤ 「東海地震に関連する調査情報」や警戒宣言が発表された場合の留意点

- ◆ 情報の把握と的確な指揮のため学校災害対策本部を設置
- ◆ 正確な情報の把握（教育委員会からの情報提供）
- ◆ 職員への連絡体制の確認、緊急時の役割分担等の確認
- ◆ 措置の決定・実施
(休校、帰宅・保護、施設の保安措置、初期消火・救護の準備等)
- ◆ 休校中の管理体制
- ◆ 関係機関（教育委員会、警察、消防、その他）及び保護者への連絡

◎ 児童生徒の指導と対応

- 学校で活動中は教室へ集合し、この後のことについて指導する。
- 登下校時の場合は各学校の実情によるが、原則帰宅を指導。保護者が在宅の場合は、原則として家族と行動を共にするよう指導。日ごろからの指導が重要である。
- 状況把握（氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等）の記録担当を決め、問い合わせに関して情報提供を行う。
- 障害のある児童生徒の介助について、支援方法等を確認する。
- 地区別・方面別等の帰宅方法など、地域の状況に応じた帰宅方法を計画する。
- 保護者への引き渡しカード等の確認を行い、変更があるときは速やかに修正する。
- 遠距離通学、公共交通機関等の利用者及び留守家庭等で帰宅できない児童生徒の把握と保護する際の体制を確認する。

(2) 地震への対処

① 教職員の直接管理下（授業、給食指導等）で地震に遭遇した場合

a) 児童生徒の行動

- 普通教室では即座に机の下にもぐる習慣を身に付けておくことが大切です。自分で行動することが困難な児童生徒については、教職員等が援助（介助）して身体を保護する必要があります。
- 特別教室や体育館では、地震に遭遇した時、普通教室と机の形・大きさ・数等が違うため、どのように自分の身の安全を図るか、あらかじめ教室以外の場所で体験し理解しておく必要があります。
- ストープが転倒し火災となる可能性があるのでストープの近くの児童生徒は、速やかにストープから離れます。

b) 教職員の行動（授業担当者等）

- 地震の際、まず児童生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりつかませ、頭を保護するよう指示します。また、緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努めます。
- ストープを使用しているときは、ストープが倒れ火災が発生する可能性があるため、ストープの周りの児童生徒には速やかにストープから離れるように指示します。
- 揺れの状況や教室・設備の状況等によって必要かつ可能な措置に努めます。揺れがおさまったら、児童生徒の安全を確認し、ヘルメットや防災頭巾があれば着用して、火の元の消火確認や避難路として出入口を確認します。
- 教職員は、いろいろな災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることが出来るように、平素から訓練を行い、万全を期しておくことが必要となります。

c) 職員室に在室する教職員の行動（管理職等）

- 地震に遭遇したら、身の安全を確保するよう緊急放送をします。児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火を教職員に向けて指示します。緊急放送が出来ないことが考えられるので、事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切です。
- 全体への指示を出す教職員、校内を見回り状況を把握する教職員、緊急放送・連絡する教職員、教職員不在教室の児童生徒の状況を確認する教職員など、役割分担によりすばやく行います。

② 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後等）で地震に遭遇した場合

- 教科等の学習中の場合に比べ、指示や人員の把握がしにくい状況であることを踏まえた対応が必要です。教職員は事前に役割分担や行動のルールを事前に決めておきます。
- この時間の児童生徒は、個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多いことを想定し、教室などでは机の下にもぐる、校舎外ではガラスの飛散などが考えられるので校舎に近づかないなど、あらかじめ示された対応や主体的な判断による対応ができるように指導しておきます。

③ 社会見学、遠足等で遭遇した場合

- 社会見学や遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、児童生徒の精神面等では平常でないことが予想されます。また、見学場所等では学校には無い設備や物品があったり、教職員以外の人の指示に従って学習したりすることが多々あり、このような場面で地震に遭遇した場合は、その都度状況に応じた対応が要求されます。
- 屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため、速やかに安全な場所に避難させるなど、具体的な対応については、あらかじめ非常の場合の行動計画を作成し、これに基づいて行動します。
- どのような状況で遭遇しても児童生徒の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導することが優先されます。また、引率先から学校へ状況を速やかに連絡します。

④ 登校、下校途上で遭遇した場合

- 児童生徒の登下校中に地震が発生した場合、児童生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められます。このようなことから、平素より様々な災害を想定した上で、安全を確保するための行動シミュレーションについて十分に時間をかけて指導し考えさせておくことが必要です。実際に遭遇した場合、まず「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」、次に「建物、塀、崖下、川岸等からすぐ離れる」、「自動車は思わぬ動きをするので離れる」等の指導をしておきます。
- 地域の実状に応じた対応をすることが原則ですが、登校中に地震に遭遇した場合は、可能ならばそのまま通学路を登校させ、下校中は、原則として安全に注意しながら下校させます。
- 交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないように指導しておきます。また、避難の途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うように指導します。

⑤ 障害のある児童生徒への配慮

a) 障害のある児童生徒が通常学級または特別支援学級に在籍する場合

- 通常学級に在籍している障害のある児童生徒の場合も特別支援学級に在籍している場合も、それぞれの学校の緊急避難対応に従うことが原則です。ただその児童生徒の障害の状況を日頃より全教職員で共通に理解しておき、いざというときにすぐ対応できるように訓練しておくことが必要です。
- 車椅子の場合、あるいは背負って避難する場合、手を引いて同行しなければ移動できない場合等それぞれの対応が準備されていなければなりません。また、心臓病、痲癩等をもつ児童生徒の場合、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要があります。
- 障害のある児童生徒の場合、異常な状況であるという判断がとっさにできにくいので、日頃より十分な訓練が必要になります。

b) スクールバスを利用している児童生徒がいる場合

- バス運行中に地震が発生した場合を想定して、その対策を講じておく必要があります。平常時より近隣住民の理解と協力を得られるようにしておくことも重要です。

(7) 登校時間帯に発生した場合

【スクールバス利用の児童生徒】

◎乗車後の児童の掌握

スクールバス運行時に地震が発生した場合は、学校と連絡を取り安全確保に留意しながら、可能であれば学校まで乗車後の児童生徒を移送します。

学校までの走行が不可能な場合は、安全なところにバスを止め、周囲の人々に援助を求めながら、学校から応援の教職員が駆けつけるまで待機します。

◎乗車前の児童生徒の場合

バス乗車場所までは保護者付添いなので、乗車前の場合は保護者の管理にゆだねます。

【通常交通手段利用の児童生徒】

登校途中の児童生徒については、状況に応じ、登校するか、自宅に戻る方が安全かを判断するように、日頃から指導しておくことが必要です。しかし、知的障害児の場合はかなり困難であるので、配慮を要します。

なお、一時的に行方不明となった場合にも地域住民等の協力を得られるように、協力依頼の文面を入れた本人の証明カードを所持させる等の対策を家庭において行えるよう指導し、日常から通学区域の交番や商店等への理解・協力を依頼しておくことも必要です。

(4) 全員登校後に発生した場合

児童生徒の安全確保と緊急避難は、各学校のマニュアルに基づいて行います。そのための訓練は日頃から学校でいろいろな場合を想定し、徹底しておきます。

(5) 下校時間帯に発生した場合

スクールバスは、地震発生時点で、乗車中の児童生徒については乗車させたまま、安全確認をしながら学校へ引き返します。学校までの走行が不可能な場合は安全な場所に車を止め、周囲の人々に援助を求めながら、学校から応援の教職員が駆けつけるまで待機します。

一般交通機関の利用者については、教職員が最寄の駅（各学校で指定している所）へ出向き、児童生徒を学校へ引率します。

(3) 地震発生後の対応

避難を開始するにあたっては、児童生徒の掌握を第一に考えなければなりません。けが人の有無についての確認や、身体に障害のある児童生徒の避難確保等、児童生徒全員を掌握し、避難を開始することが肝要です。

◎基本的対応として共通する事項

- ◆ 児童生徒や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をします。（応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行います。）
- ◆ 必要に応じ、救急車の手配をします。（救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく必要があります。）
- ◆ 教育委員会やその他関係機関に被害状況等を報告します。報告先、報告方法については、事前に確認しておきます。
- ◆ 電話等が非常に利用しにくくなるのが想定されるので、あらかじめ電子メール、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段を検討しておくことが必要です。特に、災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知しておきます。
- ◆ 下校の可否は、地域の被害状況により判断します。
- ◆ 児童生徒は保護者へ引き渡します。保護者が来校するまでは、学校で児童生徒の安全管理に努めます。地域の住民が避難してくることが予想されるため、校内に児童生徒の保護エリアの他に住民の保護エリアを確保し、混乱を避けます。

① 校舎・建物の被害状況ごとの対応

a) 火災が発生

- ◆ 火災発生場所を認知したら、消防（119番）へ通報します。
- ◆ 火災発生場所を校内の教職員、児童生徒に周知するとともに、教職員で初期消火に努めます。また、最適な避難経路を選び、児童生徒を校庭等、安全な避難場所に誘導避難させます。
- ◆ 停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用します。また、ハンドマイク等の利用も考えられます。
- ◆ 避難が終了したら直ちに分担に従い、児童生徒の掌握やけがの程度等を確認します。

b) 建物が損壊

建物が損壊するような地震の場合は、児童生徒の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想され、けが人が多く発生することにより混乱が大きくなることも予想されます。

◎次の事項に留意します。

- ◆ 火災が発生しなければ、児童生徒の人員（名前）やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、担任等の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難場所に避難誘導させます。また、児童生徒の掌握やけがの程度等を確認します。
- ◆ 建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多く、また、避難中に余震等により割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておきます。
- ◆ 校舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認します。

c) 建物が倒壊

被害状況が著しいので、児童生徒の安全確保のため大至急、脱出避難しなければならない場合です。

◎次の事項に留意します。

- ◆ 校長（教頭）は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させます。
- ◆ 児童生徒を脱出避難させるにあたってはその場にいる授業担当者の判断にゆだねられる場合が考えられます。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に安全な場所に避難させます。
- ◆ 被害状況の把握を行います。管理職を含む複数の教職員で校舎内の巡視をしますが、目的は残留している児童生徒の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家（応急危険度判定士等）にゆだねます。
- ◆ 崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認します。
- ◆ ガラスは、建物の高さの1/2の距離まで飛散する可能性があります。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく必要があります。

d) 建物に異常なし

- ◆ 担任等は管理職等からの避難指示を待ちます。

② 学校の教職員の対応

- ◆ 避難してない児童生徒や教職員の捜索や救出、救護にあたります。
- ◆ 避難した児童生徒の安全確保とけが等の応急処置にあたります。
- ◆ 臨時休校としたときは、保護者と連絡をとり、引き取りの依頼をします。引き取りに来られない場合も児童生徒の状況などを保護者へ連絡するよう努めます。
- ◆ 火災の場合は初期消火に努めます。火災がなければ被害状況の把握に努めます。
- ◆ 校庭等、児童生徒が避難している場所が建物の破損や倒壊で危険になったり、他からの情報で学校が危険と判断した場合は別の安全な場所へ避難します。
- ◆ 教育委員会への報告や指示とともに、警察署・消防署・町内会等と連絡連携して情報収集に努めます。

③ 障害のある児童生徒への配慮

各学校の状況に応じて、帰宅あるいは学校待機等の措置をとります。しかし、状況判断が適切にできない児童生徒も多いと予想されるので、混乱に拍車がかかりパニック等になることも十分考慮して対応しなければなりません。

地震に対する対応

1 東海地震の警戒宣言が発令された場合

※東海地震の警戒宣言が発令された場合、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とします

- ◇在宅中に発令された場合――登校せず、家庭の判断で行動する。
- ◇登校途中に発令された場合――原則として直ちに帰宅くする。
ただし、JR横須賀線の線路・離山の交差点・常楽寺の交差点を越えてる場合はそのまま登校する。登校後は、「在校中に発令された場合」と同様の対応とする。
- ◇下校中に発令された場合――そのまま下校する。
- ◇在校中に発令された場合――授業等を中止し職員の引率のもと、地区別に集団下校する。
- ◇校外活動中に発令された場合
 - ・宿泊を伴う活動の場合――関係公官署と連絡をとり、現地の対策本部の指示に従いその対応について保護者に周知する。
 - ・その他の校外学習の場合――原則として速やかに帰校する。帰校後は「在校中に発令された場合」と同様の対応とする。ただし、交通機関の運行や道路状況により帰校が危険と判断される場合は、近くの小中学校に避難する等の措置をとり、その対応を保護者に周知する。

2 警戒宣言発令の確認の方法

- ◇警戒宣言の発令は、ラジオ・テレビのニュース、駅の放送、警察署・消防署・自治体等の広報車等によって伝達される。在宅中や登下校中に発令された場合は1に示した行動をとる。

3 地震発生がなく、警戒宣言が解除された場合

- ◇午前6時までに解除された場合――平常通り登校し授業を行う。
- ◇午前6時から午前11時までの間に解除された場合――午後1時までに登校し授業を行う。
- ◇午前11時を過ぎてから解除された場合――翌日から平常通り授業を行う。

4 大地震が発生し、被害が出た場合

※被害が軽微な場合は原則として授業を行う。

- ◇「危険箇所の回避」等の安全措置を講じ登校する。

※周辺の被害が甚大な場合は、安全が確認され、授業を再開する準備が整うまで臨時休業とする。

- ◇在宅中に発生した場合――登校せず、家庭の判断で行動する。
- ◇登校途中に発生した場合――原則として直ちに帰宅または避難場所へ避難する。
ただし、JR横須賀線の線路を・離山の交差点・常楽寺の交差点を越えてる場合はそのまま登校する。登校後は、「在校中に発生した場合」と同様の対応とする。危険と思われる箇所がある場合は、回避し登校する。
- ◇下校中に発生した場合――そのまま帰宅または最も近い避難場所に避難する。ただし、学校に近い場合は学校に戻る。その後は「在校中に発生した場合」と同様の対応とする。
- ◇在校中に発生した場合――授業等を中止し状況を判断し、そのまま学校校で保護または職員の引率のもと、地区別に集団下校する。
- ◇校外活動中に発令された場合
- ◇校外活動中に発生した場合
 - ・宿泊を伴う活動の場合――関係公官署と連絡をとり、現地の対策本部の指示に従いその対応について保護者に周知する。
 - ・その他の校外学習の場合――原則として速やかに帰校する。帰校後は「在校中に発生した」と同様の対応とする。ただし、被害の状況により帰校が危険と判断される場合は、近くの小中学校や広域避難場所に避難する等の措置をとり、その対応を保護者に周知する。